

国内外規格・認証制度研究会の活動

2014年4月21日(月)

特定非営利活動法人 事業継続推進機構(BCAO)
国内外規格・認証制度研究会

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

研究会メンバーと開催状況

座長：折笠秀明

メンバー：加藤康広、日下太一、小山圭一
高橋哲朗、田代邦幸、多田隆志
福田文雄、増田幸宏

(9名、2014年4月現在、五十音順、敬称略)

【開催状況】

- 2013年 7月 (第1回) テーマ検討・設定
- 2013年 9月 (第2回) テーマに基づき検討開始
- 2013年11月 (第3回) 研究を継続、成果報告
- 2014年 1月 (第4回) 研究を継続、成果報告
- 2014年 3月 (第5回) 成果まとめ、発表資料確認
- 2014年 4月 (第6回) 成果まとめ、発表資料確認

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

2013年度の研究テーマ

【研究会の目的】

BCMに関する国内外の規格や認証制度の調査・研究を通して、利用組織の事業継続（BC）能力の向上に効果的な規格要素の改善や認証制度の活用方法等を研究・提案する。

【研究内容】

- (1) 事業継続（BC）能力の向上に関わる規格の調査・研究。規格要素の改善に関する提案の抽出
- (2) 事業継続（BC）に関する国内外の認証制度に関する調査・研究

【2013年度の研究テーマ】

- (1) 事業継続（BC）に関する国内外の規格や認証制度等に関する調査・研究
- (2) ISO22301規格内容の理解と適用方法の調査・研究
- (3) ISO22301規格等BCM標準に関する国内主要企業の意識調査（アンケート調査）⇒アンケート内容検討中・未実施

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

本日のご報告内容

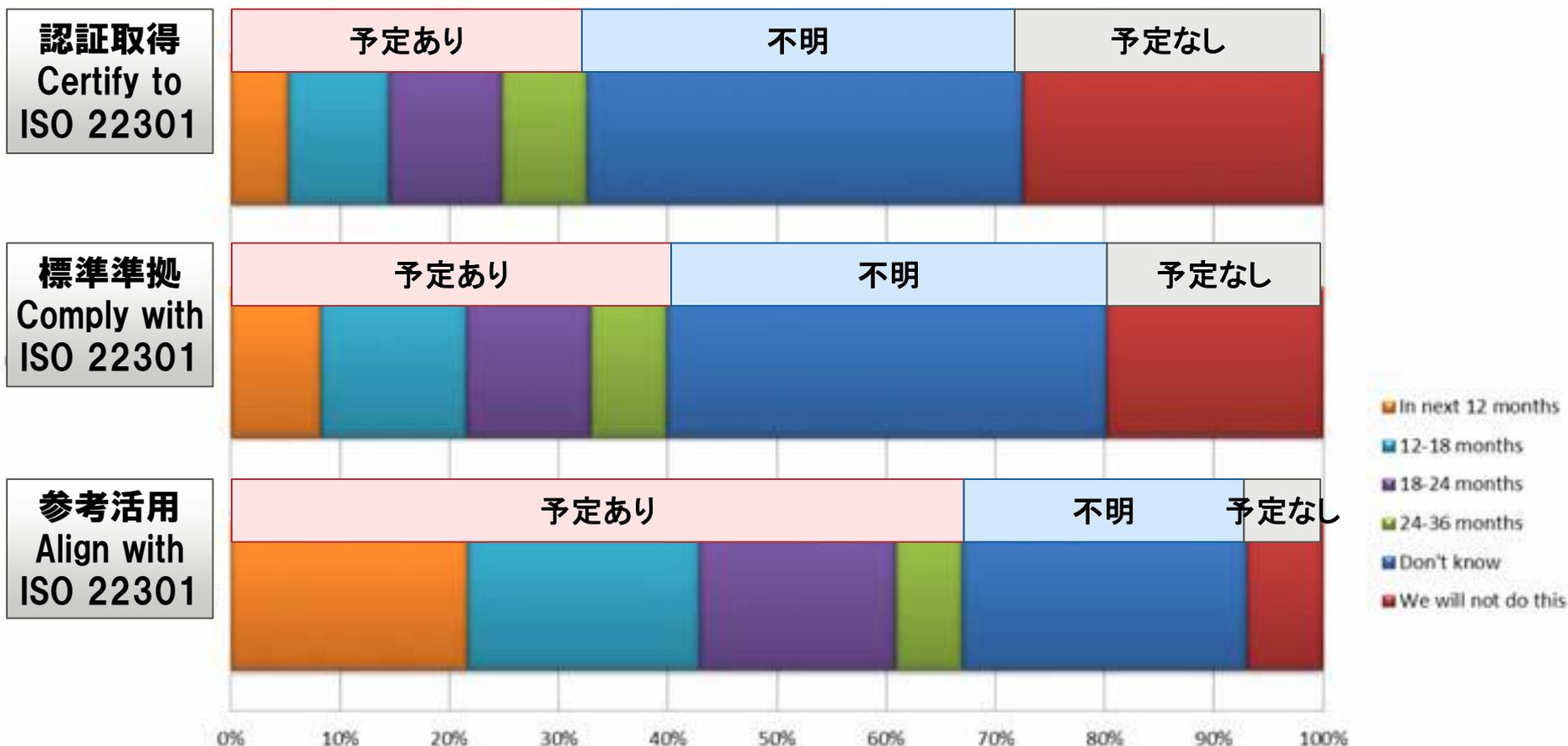
1. ISO 22301 規格内容の理解と活用方法
2. 内閣府ガイドラインとISO 22301の対応関係
3. 海外の事業継続（BC）規約・規制の調査
4. 国内の事業継続（BC）に関する制度の調査

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

1. ISO22301の適用に関する英国BCI調査事例

■ 昨年報告したISO22301の適用に関する英国BCI調査事例：将来的なISO22301の適用予定は以下の通り。「認証取得」を予定している企業は約3割に留まった。

⇒ 最も多かったのは、「参考活用」が7割。では、参考活用する規格の内容は？



出典：The adoption of BCM standards and ISO 22301 BCI Study—Part I, July 2012より

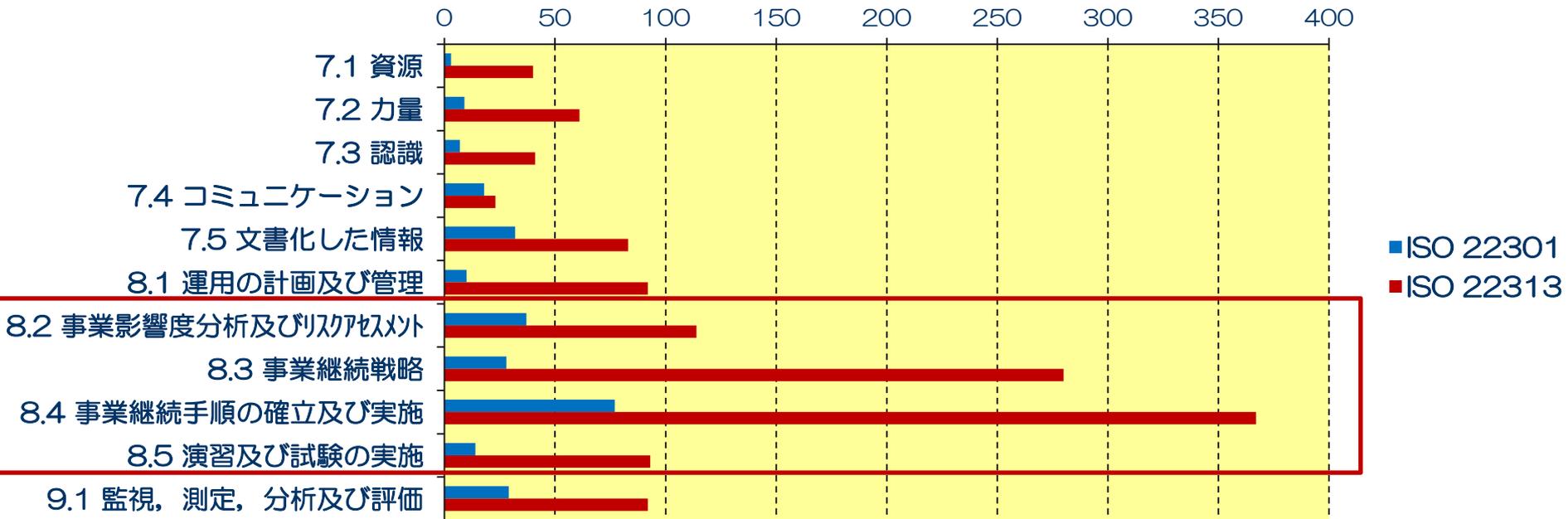
※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

1. ISO 22301 + ISO 22313

ISO 22301 事業継続マネジメントシステム—要求事項

ISO 22313 事業継続マネジメントシステム—手引き

- ISO 22313は、ISO 22301に規定された**要求事項（shall文）**に関する**手引き**であり、関連する**推奨事項（should文）**、**許容事項（may文）**を提示
⇒「ISO 22301+ISO 22313」でISOのBCMSの内容が把握可能

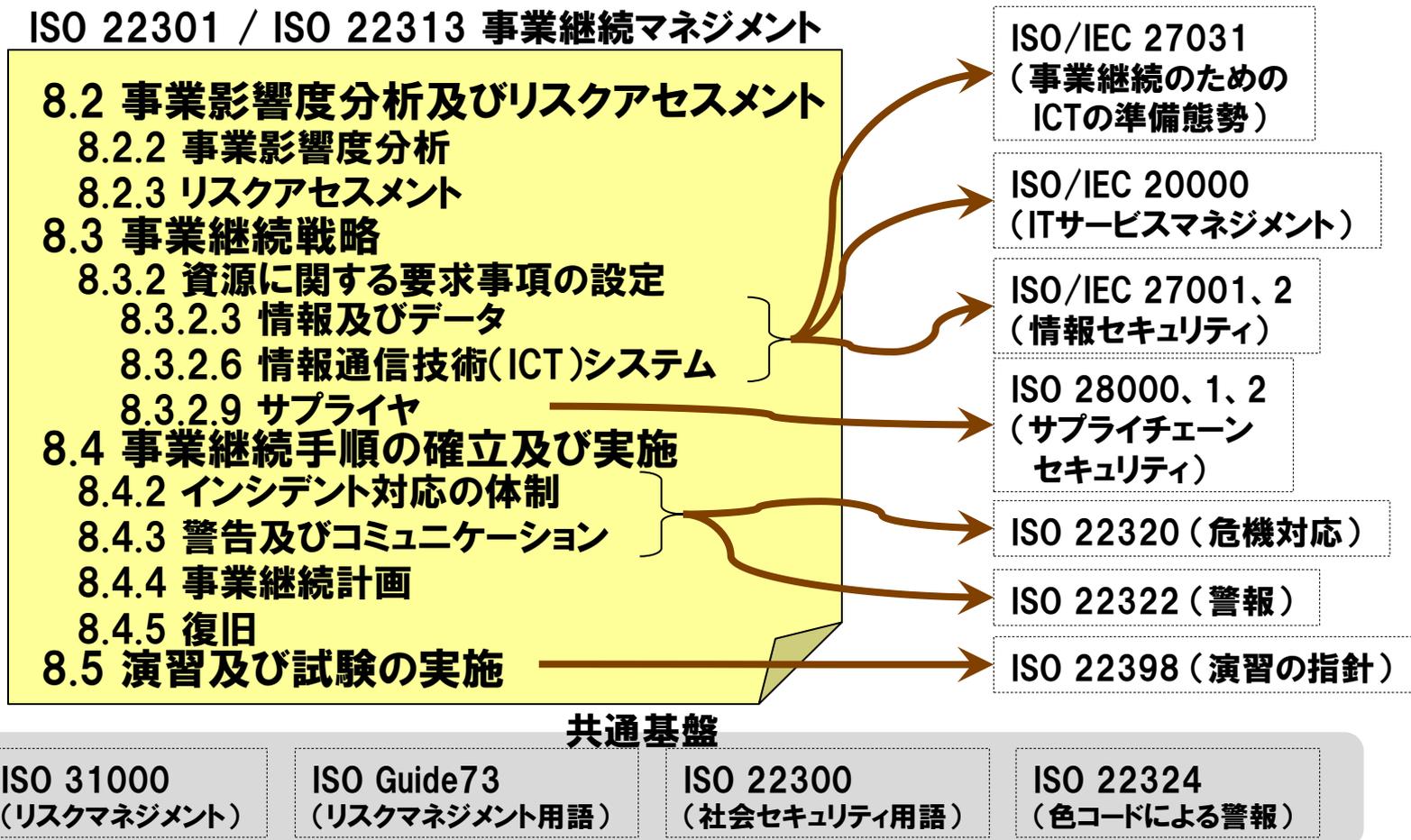


ISO22301とISO22313の要求事項（行数）の比較

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

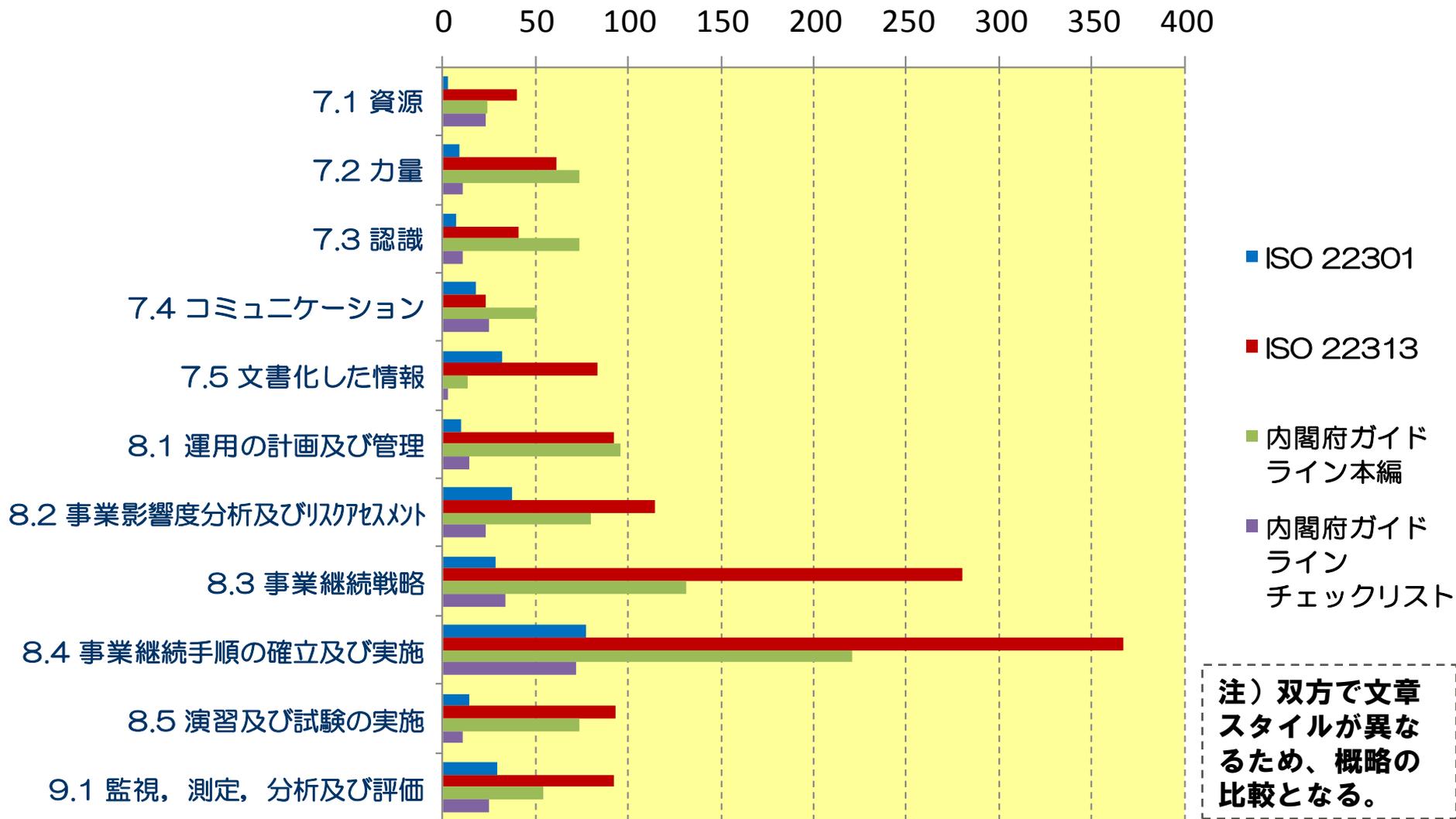
1. ISO 22301 を取り巻く関連規格群

- ISO22301 BCMSを中心に、事業継続・社会セキュリティ分野の詳細規格、下支えする共通基盤規格に加えて、関連するITやサプライチェーン等各分野の要求事項や実践規範などの規格の結び付けにより、総合的な理解が可能となっている。



※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

2. 内閣府ガイドラインとISO22301の対応関係



内閣府ガイドラインとISO22301要求事項（行数）の比較

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

2. 内閣府ガイドラインとISO22301の対応関係

整合性に関する評価

- ① 内閣府ガイドラインのチェックリストとISO22301の要求事項は、相互にほぼ対応している。

⇒但し、ISO22301はISOマネジメントシステムの要求事項であるため、文書管理や内部監査の記述量が多い。

- ② ISOは要求事項であるため、検討プロセスの実施事項は記述されているが、具体的な実施方法には踏み込んでいない。

⇒例1：ガイドラインのチェックリストでは、経営者の具体的な関与の方法が多く記述されるが、ISOでは「リーダーシップの実証」という抽象的な言及に留まる。

例2：ガイドラインのチェックリストの方が、代替戦略の必要性や金融面での配慮、及びITシステムへのDR対策等、具体的な内容に関する言及が多い。

内容に関する気付き

- ③ 内閣府ガイドラインのチェックリストでは、「地域との共生」等の共助を意識した記述があるが、ISOでは緊急事態対応機関（警察・消防等）や、関係当局との連携に関する言及しかなく、共助という考え方は無い様に見える。

⇒ISOの考え方は自己責任が基本であり、共助は日本的な考え方か。

米国における住民の自主防災組織CERTも共助だが、世界的には特殊事例か。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

3. 海外の事業継続（BC）規約・規制の調査

- どの地域においてもBanking&Financeに最も多くの規約・規制が制定されており、業務停止が社会全体に及ぼす影響の大きさを反映している。
- その他の業界が参考にすべき情報として、ISOを始めとして、Good Practice Guidelines (BCI) やGenerally Accepted Practices (DRJ) 等が公開されている。

DRJ's Rules & Regulations									
Region	Number of Rules & Regulations Listed by Region	Infrastructure Category							
		Banking & Finance	Public Health & Healthcare	Transportation & Shipping	Energy (including nuclear)	Industry	Agriculture, Food Supply & Water	Information Distribution & Communications	Government & Public Agencies
EMEA	12	9	6	6	6	7	6	6	5
ASIA	25	24	3	3	3	3	3	3	3
OCEANIA	12	11	7	7	7	7	7	7	5
AMERICAS	73	63	35	35	34	34	34	38	23
JAPAN	1	1	0	0	0	0	0	0	0
International	18	11	8	8	8	15	8	8	7
Total	141	119	59	59	58	66	58	62	43

出典：2013 DRJ EAB Rules & RegulationsのSummary Statsを研究会にて加工

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

4. 国内の事業継続（BC）に関する制度の調査

政府・自治体の事業継続支援対策など

- 2014年3月28日、政府の中央防災会議が開催され、首都直下地震や南海トラフ巨大地震に対する方針を公表。その概要と方針は以下の通り。
- 「**首都直下地震**」の影響を受ける地域
 - 防災対策を強化する「**緊急対策区域**」として、**関東甲信と静岡の10都県、310の市区町村**を指定
 - **東京の千代田・中央・港・新宿の4区**は「**首都中枢機能維持基盤整備地区**」に指定
 - 建物内に備蓄倉庫や非常用発電機を設ける場合に容積率の規制緩和
- （課題）
 - これまで首都直下地震の対策につき定めた法律はなく、東日本大震災の発生を経て、2013年初めての特別措置法成立
 - 国は2013年、8年ぶりに首都直下地震の被害想定を見直し
 - 「**減災目標**」は未設定。2014年度中の設定を計画
 - **関東甲信の各広域自治体は中小企業に対するBCP策定支援事業を実施中**だが、上記の通り防災対策が遅れており、実効性確保は今後の課題

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

4. 国内の事業継続（BC）に関する制度の調査

政府・自治体の事業継続支援対策など

- 「南海トラフ巨大地震」の影響を受ける地域
 - 震度6弱以上の揺れや高さ3m以上の津波の恐れがあるとされている29都府県の707の市町村を「推進地域」に指定
 - このうち、地震発生から30分以内に津波で浸水すると想定されている14都県の139の市町村を「特別強化地域」に指定
 - 「減災目標」（10年間で死者数を8割減）も策定済み
 - 高台移転の進展も期待（高知県など）
 - 各都府県とも中小企業に対するBCP策定支援制度を有し、推進中

（課題）

- 南海トラフ巨大地震も首都直下地震と同様、起きれば「国難」となる
- 各中小企業では策定に必要な人員がない等の理由で実際のBCP策定は遅れている
- また国・自治体や地域の防災・減災対策はまだこれからであり、BCPの実効性確保も今後の課題

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

特定非営利活動法人
事業継続推進機構
国内外規格・認証制度研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)